

第3次
くろいし男女共同参画
推進プラン

黒石市

～はじめに～

平成という一時代が終わり、新たな令和の時代を迎えた現在、我が国の社会状況は、少子高齢化や人口減少に伴う労働力不足の深刻化、グローバル化によるライフスタイルや価値観の多様化、多発する自然災害など、様々な課題に直面しています。

これらを克服し、将来にわたり活力ある社会を持続していくためには、多様な人々が対等な立場で社会に参画することが必要であり、なかでも男女共同参画社会基本法が掲げる「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現への取組みがより一層求められています。そのため国は「第4次男女共同参画基本計画」を定め、女性の活躍推進や政治分野への参画を進める新たな法整備を行い、青森県においても「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、取組を強化しているところです。

本市はこれまで、男女共同参画社会の実現に向け、第1次プランとなる「くろいし男女共同参画推進プラン」、続く第2次プランを策定し、意識啓発のための研修会や市民グループの育成など、様々な施策を展開してまいりました。しかし、家庭において未だに男女の固定化された役割意識が見られることや、職場や地域における政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えません。

今後第2次プランに基づく取組を更に強化するため、新たな計画として「第3次くろいし男女共同参画推進プラン」をこの度策定いたしました。本プランは、これまでの課題や取組を整理し、新たな法制度や県プランとの整合性を図りながら、本市の実情に応じたより実効性のある計画としたものです。今後は本プランをもとに、すべての市民が自分らしく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、黒石市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました市民・関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

黒石市長 高 樋 憲



目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国内の動き	1
	(2) 青森県の動き	2
	(3) 黒石市の動き	3

第2章 計画の基本的考え方

1	計画の基本理念	4
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	計画の体系図	5

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ	家庭、地域における男女共同参画社会の実現	7
基本目標Ⅱ	働く場における男女平等の実現	11
基本目標Ⅲ	政策・方針決定過程への女性の参画推進	17
基本目標Ⅳ	男女共同参画の視点に立った自立を支える地域福祉の充実	21
基本目標Ⅴ	男女共同参画の視点に立った人権の尊重	28
基本目標Ⅵ	男女共同参画の意識づくり	33

第4章 推進体制について

1	推進体制の整備	37
2	指標の設定	37
3	計画の進行管理	37

付属資料

- 1 黒石市男女共同参画審議会委員一覧
- 2 プラン策定経過
- 3 男女共同参画行政の歩み
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6 青森県男女共同参画推進条例
- 7 用語の解説

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

性別にかかわらず、全ての人がある個性と能力を十分に発揮することができ、誰にとっても住みよい社会を形成するという男女共同参画社会への取組は、家庭や職場における性別による格差解消だけでなく、地域社会における担い手の確保や多様な意見による課題解決など、暮らしの様々な場面で役立つものです。

本市では、平成14年度に「くろいし男女共同参画推進プラン」、平成24年度に「第2次男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画への理解と意識啓発を図り、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる「男女共同参画のまち」をめざし、研修や講習等による知識習得や市民への意識啓発活動を中心とした取組を総合的に進め、市民と行政、事業者や地域団体などが連携、協働して各種施策・事業を展開してきたところです。

しかしながら、男性は仕事、女性は家庭といった性別に固定的な役割分担があるという意識(固定的役割分担意識)や、女性が意思決定過程にかかわる機会が少ないなど、取り組むべき多くの課題が未だに残り、その実現は、まだ道半ばの状況にあります。少子高齢化や人口減少社会の到来など、市民を取り巻く環境やライフスタイルが変化していく中で、生き方や行動を制約されることなく、性別にかかわらず家庭や仕事、地域活動に共に取り組み、喜びと責任を分かち合っていくことが、持続可能なまちづくりへとつながっていくものと考えます。

さらに国では、女性の活躍を成長戦略に位置付けており、平成27年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)を制定するなど女性の活躍推進の動きが拡大し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、新たな段階に入りました。

これらのことから、当市における男女共同参画の取組を更に推進するため、「第3次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 国内の動き

日本国内での女性問題や男女共同参画への取組は、国際連合などの国際的な取組と連動して進められ、1975(昭和50)年の「国際婦人年」に婦人問題企画推進本部が総理府に設置され、1977(昭和52)年には「国内行動計画」が策定されました。

さらに、国際連合が1979(昭和54)年、「女性差別撤廃条約」を採択したことに伴い、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の公布をはじめとする法律や制度を整備し、1985(昭和60)年、日本は72番目の批准国となりました。

その後も、「ナイロビ将来戦略」を受けて、国の行動計画の改定も進み、1987(昭和62)年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。1994(平成6)年には、全閣僚による「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画室」が設置されるとともに、「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が拡充・強化されました。

さらに、1996（平成8）年には、「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することを掲げました。

1997（平成9）年6月、男女雇用機会均等法が改正され、募集・採用、配置・昇進等について雇用の場における男女平等を進めるための改善が行われ、パートタイマーについても、一般社員と同様に労働条件を明示しなければならないなど、パートタイム労働指針が改正されました。

そして、1999（平成11）年6月には、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法第78号。以下基本法という。）を公布・施行し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすことを明記し、それに基づいて、2000（平成12）年12月には、「男女共同参画基本計画（第1次基本計画）」が策定されました。

2001（平成13）年1月には内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されるなど推進体制が格段に充実・強化されました。また、同年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」が成立し、2002（平成14）年4月から全面実施されました。

2005（平成17）年12月には、男女共同参画基本計画の改定を決定し「第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。

2007（平成19）年12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活調和のための行動指針」を策定し、2008（平成20）年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

2010（平成22）年12月には、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標」（SDGs）が全会一致で採択され、その目標5として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が掲げられました。我が国もこれに積極的に取り組むこととし、同年8月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」を制定、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進を図ることとしております。

その後、2018（平成30）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、地方議会も含めた政治分野に誰もが均等に参画することを目指すこととなりました。

（2）青森県の動き

青森県では、国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画を背景に、1977（昭和52）年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に設置しました。その後、企画部青少年婦人室、生活福祉部青少年女性課への改組を経て、1996（平成8）年に男女共同参画社会づくりを推進していくため、女性行政の専管課として女性政策課を新設しました。さらに、2000（平成12）年4月には男女共同参画課に改称し、2002（平成14）年には青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）に改組しました。

この間、1980（昭和55）年に「青森県婦人行動計画」を、1989（平成元）年には「新青森県婦人行動計画」を策定し、女性の地位向上と社会参加を進めるための施策の推進に努めてきました。

また、2000（平成12）年3月には、男女共同参画社会の実現をめざして「あおり男女共同参画プラン21」が策定されました。

さらに、男女共同参画推進のための活動拠点として、2001（平成13）年6月には、青森県男女共同参画センター「アピオあおり」が開館しました。同年7月には、「青森県男女共同参画推進条例」が公布・施行され、強力に推進するための体制が整えられました。この条例と国の第1次基本計画の制定を受けて、2002（平成14）年6月には、「あおり男女共同参画プラン21」を改訂しました。

2007（平成19）年3月には、県の「生活創造推進プラン」及び国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性を図り、関係法令の改正等も勘案し、「新あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2012（平成24）年2月に「第3次あおり男女共同参画プラン21」、2017（平成29）年2月には「第4次あおり男女共同参画プラン21」を策定し、積極的な取組が行われています。また、令和3年度には現計画の期間が終了するため、令和2年度から令和3年度をかけて次期プランの策定に向けて見直しが行われます。

（3）黒石市の動き

黒石市では、女性の社会進出と地位向上をめざす気運の中、1991（平成3）年、本市の男女の格差や課題について研修・討議する場として、第1回女性フォーラムを開催し、以降9回にわたって開かれ、格差やジェンダー（社会的・心理的性別）について周知や理解を得るための大きな役割を果たしました。

その後、市内外において男女共同参画社会の必要性が強く求められるようになり、本市においても、女性行政担当の必要性と所管課の明確化を図るため、1997（平成9）年、庁内の機構改革とともに生涯学習課に女性係が設置され、ジェンダーや男女共同参画に関する啓発を行いました。

さらに女性行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、1999（平成11）年5月「黒石市女性行動計画策定委員会」を設置し、2002（平成14）年「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定しました。

2002（平成14）年4月、庁内の機構改革により、教育委員会から市長部局に男女共同参画事務を移管するとともに「黒石市男女共同参画推進本部」及び「黒石市男女共同参画審議会」を設置し、総合的かつ計画的に推進する体制を整備し、様々な事業を展開してきました。

市民における動きとしては、2004（平成16年）10月に有志による「男女共同参画社会をすすめる黒石ハーモニーの会」が設立し、市と共催で市内中高生と社会人による意見交換会を開催するなど、現在も積極的な活動を行っています。

2012（平成24）年、それまでのプランの理念を継承した「第2次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定し、「黒石市男女共同参画審議会」にて進捗状況等を管理しながら男女共同参画を理解し、地域で活躍していくような人材育成等の事業を展開しました。

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって21世紀の最重要課題であり、本市においても例外ではなく、同様な課題として認識する必要があります。

そこで、第3次くろいし男女共同参画推進プランの基本理念は、

【お互いの個性を認め合い、いきいきと暮らしていけるまち くろいし】
とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定したものであり、黒石市の男女共同参画社会形成のための施策に関する基本的な計画です。

また、国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第4次あおり男女共同参画プラン21の趣旨を踏まえ策定し、市の最上位計画である第6次黒石市総合計画と整合を図り、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

さらに、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項(注1))に基づく黒石市推進計画(※)として位置づけます。

注1) 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定することが、努力義務となっています。

※黒石市推進計画

基本計画における該当箇所

○基本目標Ⅱ 働く場における男女平等の実現

重点課題1 「雇用の場における男女格差の是正」

重点課題2 「働きやすい環境づくり」

重点課題3 「農業、自営業における労働環境の改善」

3. 計画の期間

この計画の期間は、他の計画や財政状況との整合性を保ち、期間内で実用性のある計画とするため2020(令和2)年度から2025(令和7)年度までの6年間とします。

なお、この計画の推進にあたっては、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、すべての行政分野に男女共同参画の視点が生かされるよう努めます。

4. 計画の体系図



基本目標	重点課題	施策の方向
IV 様々な人たちの自立を 支える地域福祉の充実	1 子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①保育所・放課後児童対策の充実 ②小・中学校における学校給食の推進 ③子育てに関する相談・支援体制の整備、充実 ④ひとり親家庭の生活自立支援の充実 ⑤多様な家族形態を認めあう意識啓発
	2 高齢者・障がい者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者・障がい者世帯の生活自立支援の充実 ②高齢者・障がい者の生きがいと社会参加の促進 ③高齢者・障がい者の在宅介護に対する支援体制の充実 ④多様な個性を認め合う意識啓発
V 男女共同参画の視点 に立った人権の尊重	1 性別に基づくあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の視点に立った人権に関する啓発活動の充実 ②セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止策の推進 ③様々な立場の人たちに対する暴力に関する相談・支援体制の充実
	2 生涯にわたる健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発 ②妊娠、出産にかかわる保健、医療の充実 ③心と身体の健康づくりに関する施策の充実
	3 様々な問題に対する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①相談・支援体制の整備、充実 ②相談担当職員に対する研修機会の整備
VI 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実 ②市職員に対する男女共同参画等に関する研修の充実 ③男女共同参画に関する定期的調査の実施
	2 男性にとっての男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
	3 教育及び生涯学習における男女共同参画学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①成人に対する男女共同参画学習の充実

第3章 計画の内容

この計画は、市が市民、事業者、地域団体と連携・協力して総合的、計画的に、本市における男女共同参画社会の実現を目指すための基本的指針とします。

また、本プランは、前章で示した体系図のとおり、以下の6つの基本目標に基づき、事業を実施していきます。それぞれの事業については、目標となる指標を用いて進捗状況を管理します。

○本計画が目指す黒石市の姿

第6次黒石市総合計画では「いくつになっても住みよいまち 次世代につなぐ故郷(ふるさと)くろいし」の実現を掲げています。

そのためにも、私たちの愛する黒石市を、性別によって不平等な扱いを受けたり、生き方や行動を制約されたりすることなく、自分の個性と能力を発揮しながら、家庭や仕事、地域活動と一緒に取り組み、喜びと責任を分かちあうことによって、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる「男女共同参画のまち」として発展させていくことを目指します。

○本計画の基本的視点

計画策定にあたっての基本的視点として以下の6点をあげ、計画の内容の中に盛り込むこととします。

- ①固定的性別役割分担意識及びジェンダー格差の克服
- ②男性の家事、育児、介護への参画
- ③労働の場での男女平等の実現
- ④女性の意思決定過程への参画
- ⑤すべての人の自立支援【誰もが自分らしく生きることができる条件・環境の整備】
- ⑥男女の人権の尊重

【基本目標Ⅰ】

家庭、地域における男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会を実現するためには、意識形成や行動や生き方に大きな影響力を持つ家庭や地域での取組を着実に進めることが必要です。

家庭生活や地域活動の全般にわたって、対等な立場で一緒にかかわり協力していくためには、性別を問わず、家事・育児・介護への参画と様々な地域活動への主体的・積極的な参加を進めていくことが重要です。

さらには、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す必要があります。

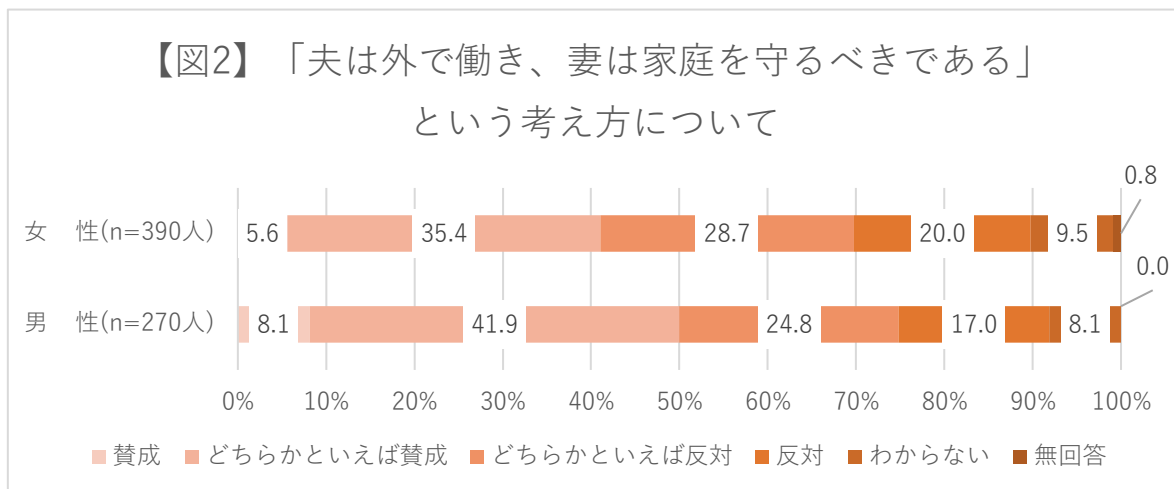
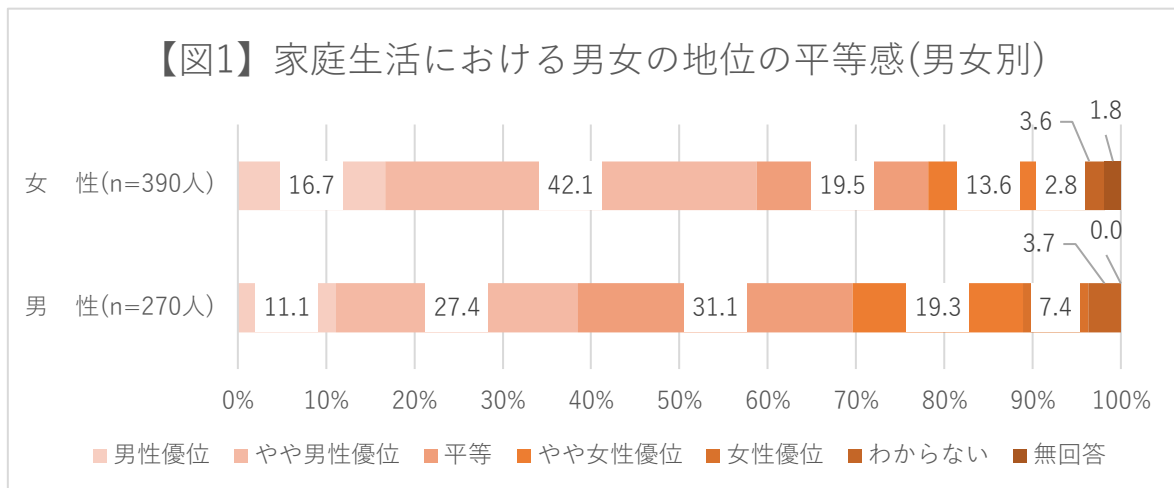
< 重点課題 1 >

家庭における男女共同参画の推進

県が実施した意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等感については、図1のグラフからもわかるように、女性の約6割が男性優位と思っているのに対して、男性は4割程度が男性優位とっており、男性が思っているほど女性は男女の地位の平等感を感じていないということになります。

また、図2のグラフでは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についても、男性は約5割、女性にしても約4割が賛成であると回答しており、まだまだ固定概念は残っているようです。

近年、核家族化や共働きが増えるなかで、女性が仕事も家事もという過重な負担を強いられており、男性は仕事中心の意識や周りの環境に左右され、家事に参加できにくい状況にあります。家族がお互いを尊重しつつ、共に助け合える関係を築きあげていくために仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。



【図1】、【図2】 参考：青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
青森県男女共同参画に関する意識調査報告書(平成27年)

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
① 家事、育児、介護への男女共同参画の推進	両親学級への男性の参加促進	健康推進課
	料理教室への男性の参加促進	社会教育課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
両親学級における男性の参加割合	74.4%（H30年度）	増加（R7年）

<重点課題2>

地域における男女共同参画の推進

少子高齢化や人口減少が進むなかで、地域活動の担い手不足が深刻化しており、市民の地域活動への積極的な参画は、地域社会を維持するうえでの重要な課題となっています。

これまでは、ボランティア活動やごみの減量化などの環境活動、PTAや町内会などの様々な地域活動は、女性が多く参加する一方で、会長等といった責任のある役職の多くは男性が担っているのが現状となっています。その要因としては、地域社会における男女共同参画の意識が低いことが考えられます。

暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、お互いが地域の一員としての自覚を持ち、信頼・協力しあうことが必要です。地域における男女共同参画意識を高め、固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すことで、性別にかかわらず対等な立場で一緒に活動し、開かれた地域社会を築いていくことが大切です。

そのため、環境分野をはじめ、地域社会における組織・団体の活動において男女共同参画の視点を生かし、多様な主体による協働と連携、地域の女性リーダーの育成、ごみの減量化やリサイクルの推進など、環境への負荷が少ないライフスタイルに転換する取組を促進することが必要です。また、東日本大震災など多発する自然災害に対し、防災の面からも日頃からの地域活動への参画やコミュニティにおける住民同士の助け合いが重要視されています。消防団や自主防災組織等への女性の参画を促進するとともに、避難所運営や被災者支援等において女性が意思決定の場へ参画し、運営に携わることができるよう、地域の防災を担う女性リーダーの養成などの人材育成、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を図っていくことが大切です。

【表 1】 地域団体の役員に占める女性の割合

	令和元年度			平成23年度		
	団体数	女性が会長の団体数	率 (%)	団体数	女性が会長の団体数	率 (%)
各地区協議会	10	0	0.0	10	0	0.0
各地区子ども会リーダー会	2	1	50.0	3	0	0.0
各地区子ども会育成会	10	2	20.0	10	1	10.0
青年団体	3	0	00.0	8	2	25.0
老人クラブ	9	0	0.0	9	0	0.0
PTA	11	1	9.0	14	2	14.3
計	45	4	8.9	54	5	9.3

【表 1】 参考：黒石市教育委員会社会教育課 令和元年度くろいしの社会教育

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①開かれた地域づくり推進と意識の向上	男女共同参画の地域づくり推進についての学習・研修会の開催	企画課
②性別にかかわらず共に責任を担う地域活動への参画	ボランティア活動における男女共同参画の促進	福祉総務課
③地域活動団体等におけるリーダーへの女性の進出促進	地域社会活動団体等におけるリーダーへの女性の進出促進に関する啓発	企画課
	地域社会活動団体等における構成員の把握	社会教育課
	防災組織に係る女性リーダーの育成	総務課

◇目標となる指標◇

項目	現状値 (基準年)	目標値 (目標年)
自主防災組織の組織率	97.1%(R1年)	100.0%(R7年)
消防団員に占める女性団員の人数・割合	17人 2.2% (R1年)	37人 5.0% (R7年)

【基本目標Ⅱ】

働く場における男女平等の実現

働く権利は、日本国憲法の下に男女の区別なく平等に保障されている人権の一つであり、女性が働くことを通じて自立し、自らの能力を高めることは、社会への貢献になるとともに、女性の地位向上に大きな役割を果たすこととなります。

少子高齢化が急速に進む今日、社会全体が維持・発展するためには、働きたい人が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境が必要です。働き手不足が深刻化している背景もあり、本市における働く女性の数は年々増え続けています。しかし、現状では賃金や雇用形態、昇進など様々な面で、まだまだ性別による格差が見受けられます。（【表2】参照）

今後は、社会的に多様な働き方を選択できるよう、労働時間短縮など労働条件の改善を働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。

【表2】 産業別・男女別現金給与の状況(事業規模10人以上)

産業分類	きまって支給する現金給与額【千円】					
	男女計		男		女	
	2018年	2010年	2018年	2010年	2018年	2010年
産業計	262.0	244.8	288.6	280.9	223.2	188.1
鉱業，採石業，砂利採取業	287.0	235.3	293.5	241.4	199.1	160.7
建設業	269.4	260.5	276.5	271.8	200.1	170.5
製造業	253.5	221.9	291.3	268.3	183.8	156.2
電気・ガス・熱供給・水道業	337.1	396.8	354.8	415.1	233.8	230.5
情報通信業	319.1	360.6	349.7	385.7	253.7	278.1
運輸業，郵便業	260.9	249.7	268.5	255.8	199.3	175.0
卸売業，小売業	246.4	248.3	264.9	282.5	206.1	176.1
金融業，保険業	330.2	336.9	423.5	446.8	248.0	238.1
不動産業，物品賃貸業	280.2	253.4	316.0	277.5	226.4	187.4
学術研究，専門・技術サービス業	282.0	288.6	312.9	307.3	210.9	224.2
宿泊業，飲食サービス業	200.9	194.2	246.4	233.1	164.3	153.7
生活関連サービス業，娯楽業	224.9	205.2	256.7	242.7	182.6	168.5
教育，学習支援業	330.1	349.5	383.0	386.9	268.3	275.6
医療，福祉	264.7	227.9	312.4	300.7	247.0	208.1
複合サービス事業	276.5	225.7	305.1	263.1	209.5	154.8
サービス業（他に分類されないもの）	225.1	207.6	245.5	231.1	174.0	157.0

【表2】 参考：厚生労働省 平成30年度賃金構造基本統計調査

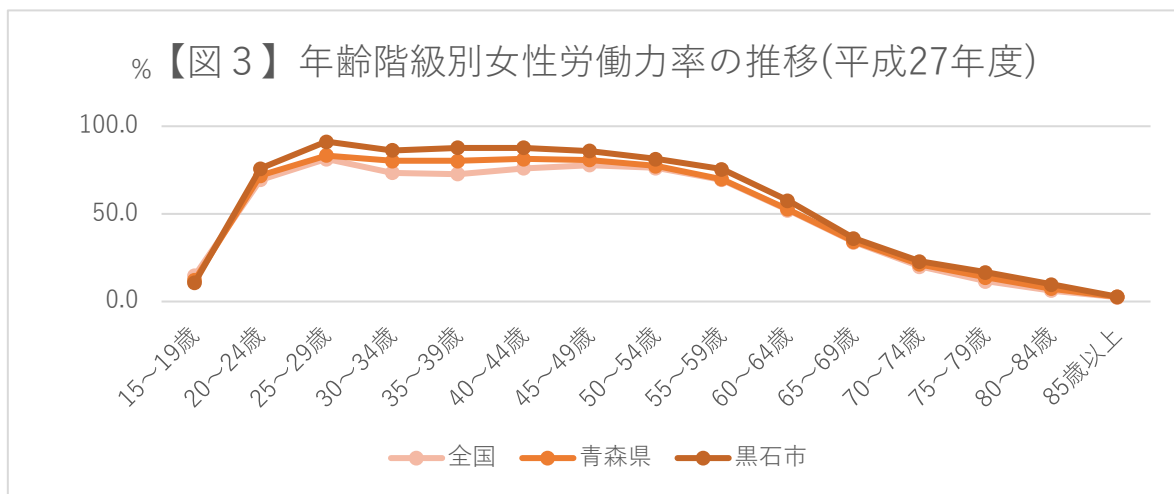
< 重点課題 1 >

雇用の場における格差の是正

本市では、下のグラフをみてもわかるように、女性の働く人の割合が全国、青森県と比べても高いこと、女性の就業者数が出産や子育てに係る年代になると減少する、いわゆる M 字カーブが緩やかであることが特徴です。これらは、本県は平均所得が全国に比べて低く、共働きせざるを得ないことが理由の一つと考えられます。しかし、前文で述べた賃金や雇用形態などの面から、必ずしも雇用の場での平等を表すものではありません。

今後も格差改善のために事業所に対して、法律の周知・徹底を働きかけることが重要で、さらに女性に対する育児・介護休暇等の休業補償制度の情報提供も大切なことです。

また、女性が働くことに対する社会全体の理解を得るための取組を促進することも必要です。



【図3】参考：平成27年国勢調査 就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①事業所における正規・非正規雇用等格差の改善のための働きかけ	事業所及び就業者に対するパートタイム・有期雇用労働法等に関する周知、啓発	商工課
②女性の就業に対する意識改革	女性の職業意識、経済的自立に関する意識の啓発	商工課

◇目標となる指標◇

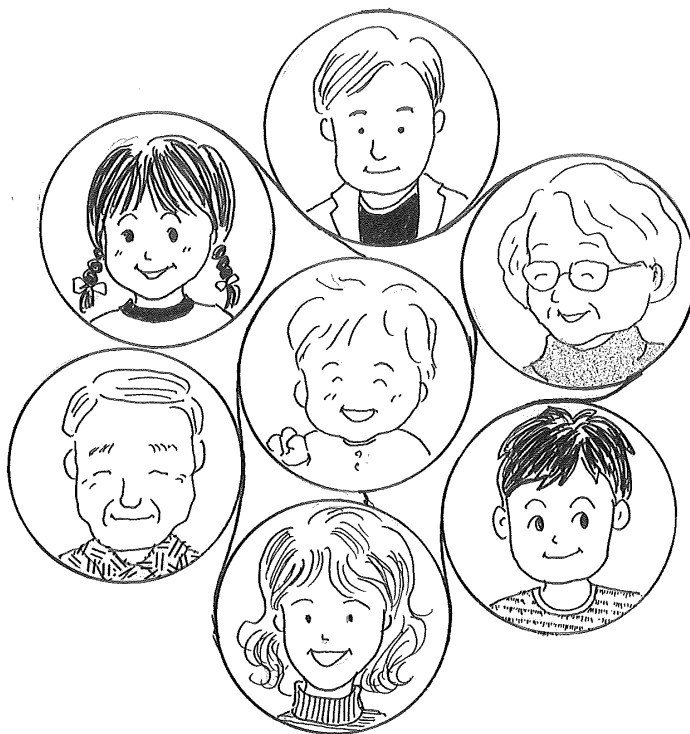
項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
黒石市内におけるあおり働き方改革推進企業数	1件（R1年）	7件（R7年）

<重点課題2>

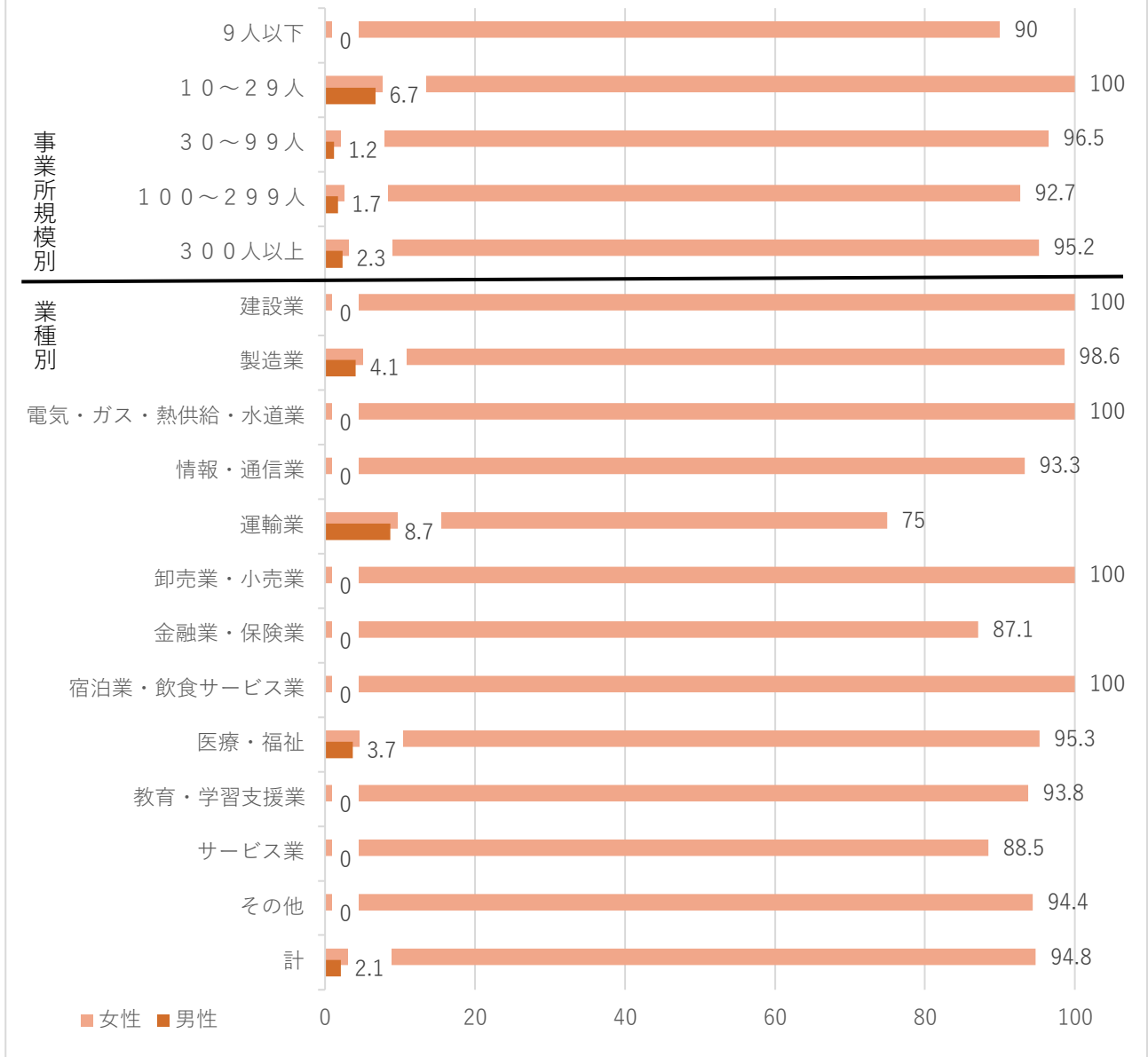
働きやすい環境づくり

家庭、職場、地域でのバランスのとれた生活を送るためには、性別にかかわらず働きやすい環境を整備し、家庭や地域で過ごす時間が十分とれるようにする必要があります。そのためには、労働時間短縮等、就業条件の整備を図らなければなりません。

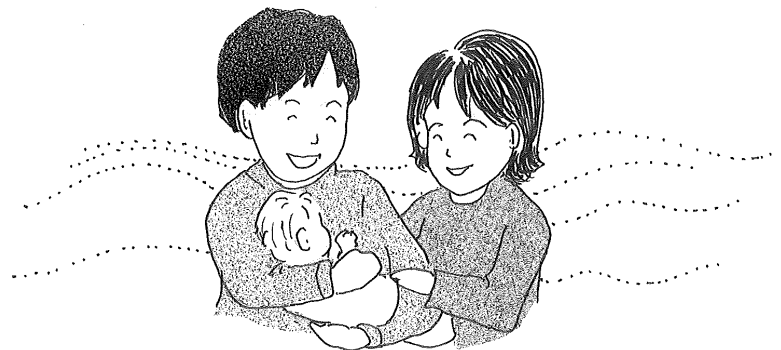
また、子育てや介護をしながら働き続けるためには、育児・介護休業制度の利用を促進することが必要となってきます。特に、男性が育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりが求められています。次頁の【図4】からもわかるように、育児休業制度の利用状況は、圧倒的に女性が多く、男性の利用がほとんど進んでいないという状況であります。



【図4】 県内中小企業等における育児休業制度
の利用状況(男女別)



【図4】 参考：青森県商工労働部労政・能力開発課 平成30年中小企業等労働条件実態調査報告書



◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①働き方改革の推進	事業所に対する働き方改革及び過労死防止等に関する周知、啓発、支援	商工課
②年次有給休暇の取得促進	仕事休もっ化計画に関する周知、啓発	商工課
③育児・介護休業制度の整備、取得促進	男性職員の育児休業の取得促進	総務課
		商工課
④労働条件等に関する相談、情報提供	事業所及び労働者に対する労働条件等の相談、支援に関する情報提供	商工課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
市役所男性職員の育児休業取得率	16.7%（R1年）	30.0%（R7年）

<重点課題3>

農業、自営業における労働環境の改善

農業や自営業は家族による経営が多く、生活と仕事が密接につながっているため、労働時間が長く休日等も不規則となりがちです。家事・育児の負担も考慮し、健康面はもちろん、報酬や経営に関する権限などの面でも女性の労働力を正しく認識・評価する必要があります。

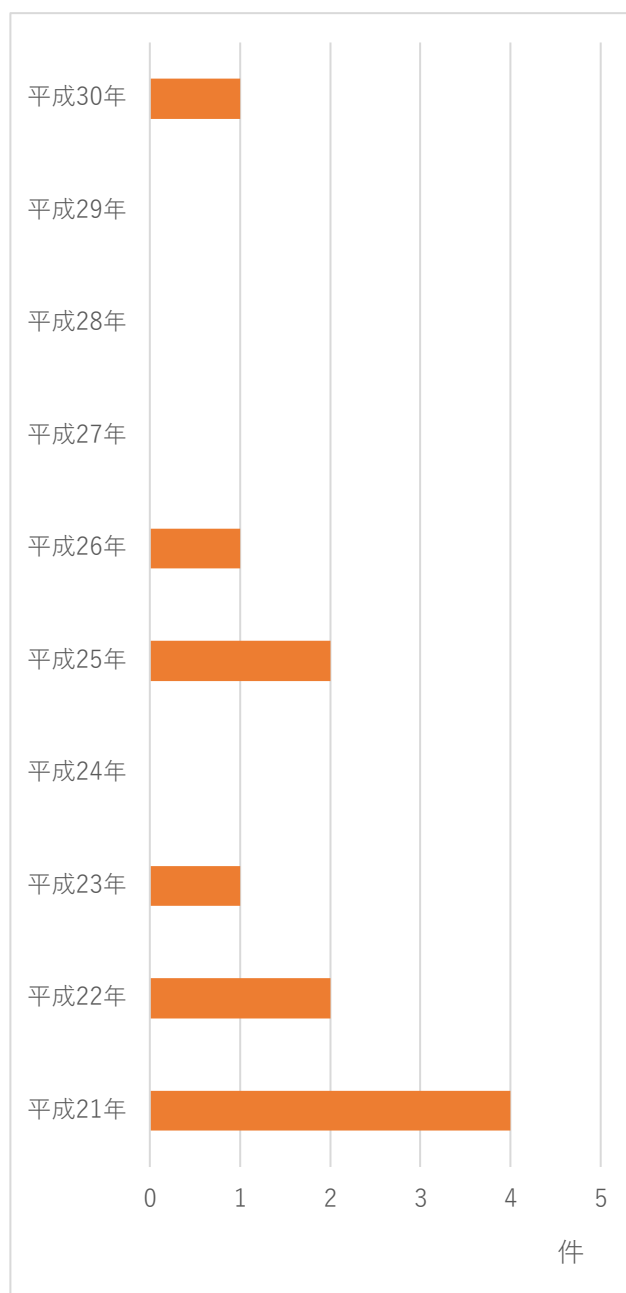
このようなことから農業や自営業に従事する人が無理なく仕事と家庭を両立できるよう、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図るとともに、充実感を持って働ける環境づくりを進めることが大切です。

特に本市では、医療・福祉や卸売業・小売業、製造業に続き、農業に従事する女性が多く（【表3】参照）、農業の実質的な担い手として大きな役割を果たしているにもかかわらず、女性の置かれている状況と抱えている問題に対する関心や理解は十分ではありません。本市の基幹産業である農業の振興を図っていく上でも、農業に従事する女性たちの状況を改善することが必要であり、そのために労働報酬や労働時間、経営上の役割分担、家事・育児の分担を取り決める家族経営協定が有効であるとされていることから、その締結（次頁図5参照）を進めていくことが必要です。

【表3】女性の業種別就業率(黒石市)

業種	率(%)
農業	14.73
林業	0.04
漁業	0.00
鉱業・採石業・砂利採取業	0.02
建設業	1.95
製造業	15.15
電気・ガス・熱供給・水道業	0.18
情報通信業	0.65
運輸業・郵便業	1.20
卸売業・小売業	16.90
金融業・保険業	1.84
不動産業・物品賃貸業	0.71
学術研究・専門・技術サービス業	1.33
宿泊業・飲食サービス業	5.47
生活関連サービス業・娯楽業	4.71
教育・学習支援業	3.56
医療・福祉	22.93
複合サービス事業	0.84
サービス業（他に分類されないもの）	3.11
公務（他に分類されるものを除く）	2.06
分類不能の産業	2.62
計	100.00

【図5】家族経営協定の締結状況
(黒石市)



【表3】参考：平成27年国勢調査 就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）

【図5】参考：黒石市農業委員会

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管
①女性の経済的地位と経営能力の向上	女性の経営能力向上のための学習に関する情報提供	商工課
②農業における家族経営協定の締結促進	家族経営協定に関する啓発、促進、女性の労働に対する適正評価についての働きかけ	農業委員会

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
家族経営協定締結農家の累計戸数	22戸（R1年）	28戸（R7年）

【基本目標Ⅲ】

政策・方針決定過程への女性の参画促進

複雑化する社会問題に対応し、男女共同参画社会を形成していくためには、政策・方針決定過程において、お互いの意見や考えが同じように反映され、責任の重さとともに利益も対等に受けられることが必要です。本市では、市議会における女性議員の割合が全国平均に比べ高く、市政史上初の女性議長が誕生するなど、政治分野での女性の参画は進みつつあります。

しかし、男性優先の社会が長く続いた日本では、地域における奉仕活動など、女性が実質的な社会活動の運営を担ってきたにもかかわらず、政策・方針決定過程等の重要な場に女性が参加できず、参加できても意見が十分に反映されないことが多くありました。

町内会や地区協議会などのコミュニティ分野では、少子高齢化や人口減少の進行により担い手不足が深刻化しています。市民の社会活動への参画を促すには、性別や世代にかかわらず多様な意見を反映することが効果的であり、誰もが対等に重要な決定の場にかかわっていくことが大切です。

<重点課題1>

女性の人材育成、エンパワーメント支援

女性が重要な決定の場にかかわっていくためには、女性自身が意識改革するとともに自己能力の開発にも取り組まなければならないということが重要な課題となります。そのためには、これまで以上に効果的な女性に対する教育・訓練の場を提供するとともに、積極的に発言、行動できる人材

を育成し、審議会等への登用を促進させることが必要です。

女性が力をつけていく（エンパワーメント）ためには、女性自身の能力開発とともに仲間づくりや活動の支援を今後も継続していく必要があります。さらに、強力なリーダーシップをとる人材の育成も重要な課題です。

そのためには、様々な分野で活躍する女性の人材情報を収集・整備し、提供することで、行政や教育、また地域の中で女性の人材を活かすことができるものと期待されます。

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①女性の政治参画に関する啓発	女性の政治参画に関する啓発	企画課
	情報公開制度の周知と推進	総務課
②女性の人材育成と活動支援	女性リーダー養成のための講座・研修会の充実	企画課
	男女共同参画に取り組む女性団体に対する実践活動を含めた育成支援	社会教育課 企画課
③女性人材情報の整備	県等関係機関への人材情報提供	企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
男女共同参画に関する学習会・研修会への女性参加者の人数	46人（R1年）	50人（R7年）

<重点課題2>

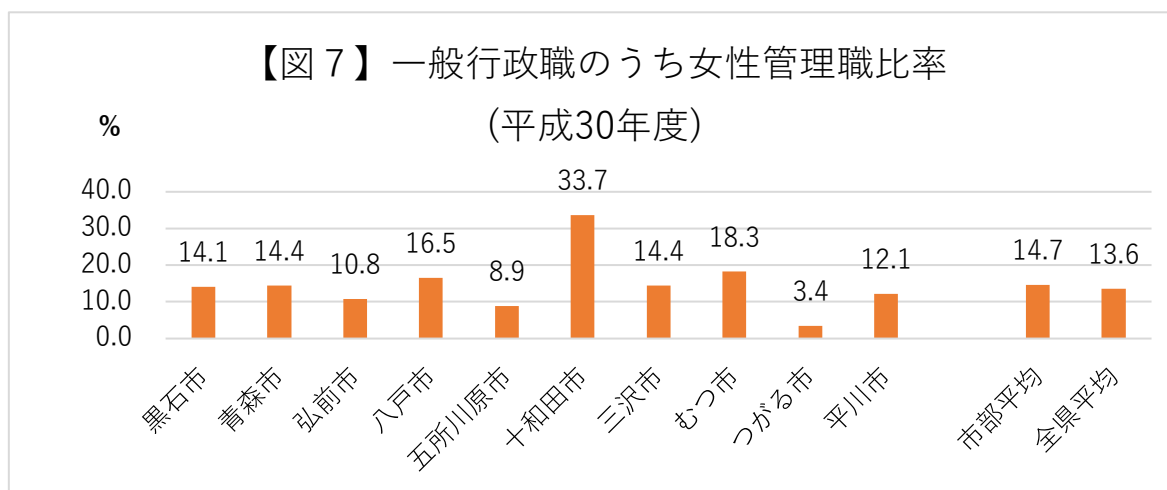
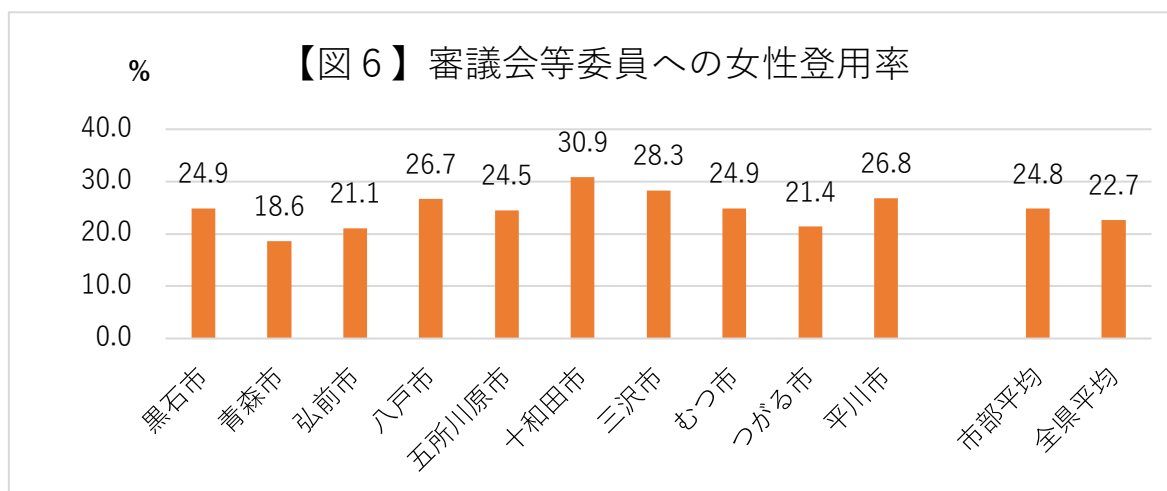
政策・方針決定過程への女性の参画促進

本市における審議会等委員への女性登用率は24.9%となっています（【図6】参照）。市の施策は日常生活に密接にかかわっており、行政・審議会委員の意見や提言は施策に大きな影響を及ぼしています。市民の意見として様々な立場から、平等に行政に反映させるためには、委員の性別に偏りがあってはなりません。そのためには、行政委員会、審議会等における女性委員の登用を積極的に図っていくことが必要です。

それと同時に職場における管理職への女性の登用も必要不可欠となります。本市では平成28年4月に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画として、黒石市特定事業主

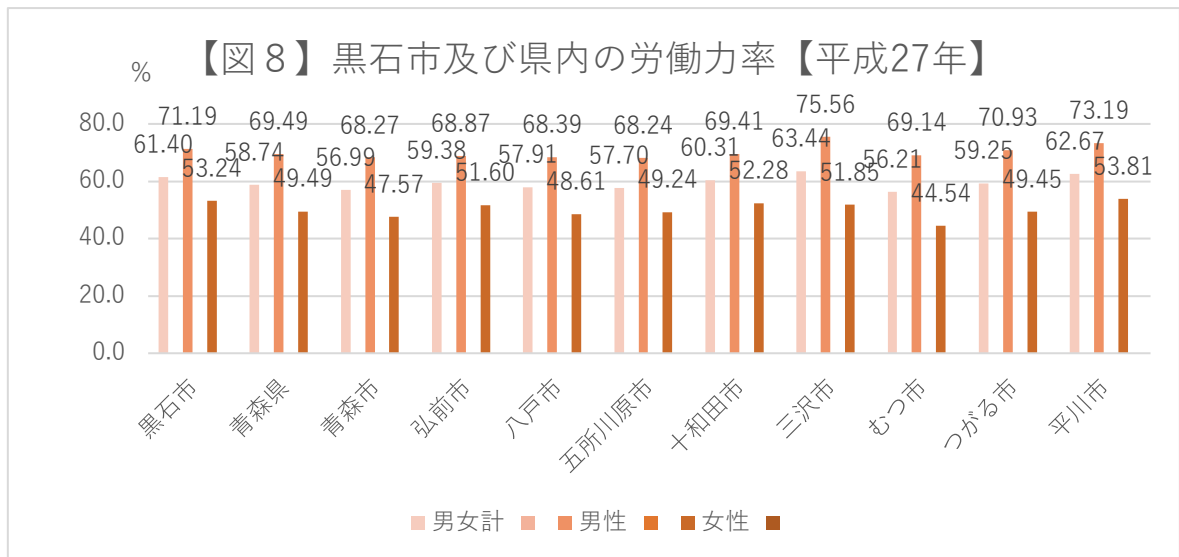
行動計画を策定し、市役所、市議会、各種行政委員会におけるワーク・ライフ・バランスや子育て支援、女性の管理職比率の向上を掲げており、平成30年度の女性職員の管理職比率は、【図7】からもわかるように14.1%で、全県平均の13.6%を上回っています。今後さらに比率が高まるように登用の体制整備が必要となります。以上のことから、引き続き性別による差別のない採用・登用等を行い、平等な体制を整えることが重要となります。

次に、本市における女性の労働力人口の割合は53.24%で、全県の49.49%を上回り、県内でも上位の割合となっています（【図8】参照）。このように女性の労働力率が高いにもかかわらず、女性の能力や実績が適正に評価されていないとなると、平等とは言えません。政策・方針決定過程への女性参画を促進するために、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による性別にかかわらず実質的な機会の均等を目指すことが必要です。



【図6】、【図7】 参考：内閣府男女共同参画局

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況



【図8】参考：平成27年国勢調査 就業状態等基本集計

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①行政委員会、審議会等への女性の登用促進	審議会等委員への女性の積極的な登用促進に関する働きかけ	企画課
	行政委員会、審議会等への女性登用率の定期的調査と公表	企画課
②働く場における女性の管理職への登用促進	募集・採用・昇任などにおける男女平等の徹底	総務課
		学校教育課
	市女性職員の研修会等への積極的な参加促進	総務課
	市女性職員の管理職登用率等の定期的調査と公表	企画課
	事業主に対する女性の管理職への登用促進に関する働きかけ	商工課
		企画課
女性の職域の拡大に関する啓発の促進	商工課	
	企画課	
③ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）の導入	ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）に対する啓発	企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
市審議会等委員に占める女性の割合	24.2%（R1年）	30.0%（R7年）
市の管理職に占める女性の割合	5.4%（R1年）	10.0%（R7年）

【基本目標Ⅳ】

様々な立場の人たちの自立を支える地域福祉の充実

すべての人が自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現のためには、様々な理由により不利な立場におかれ自立の困難な人に対して、社会的な支援とともに地域での支えも必要です。

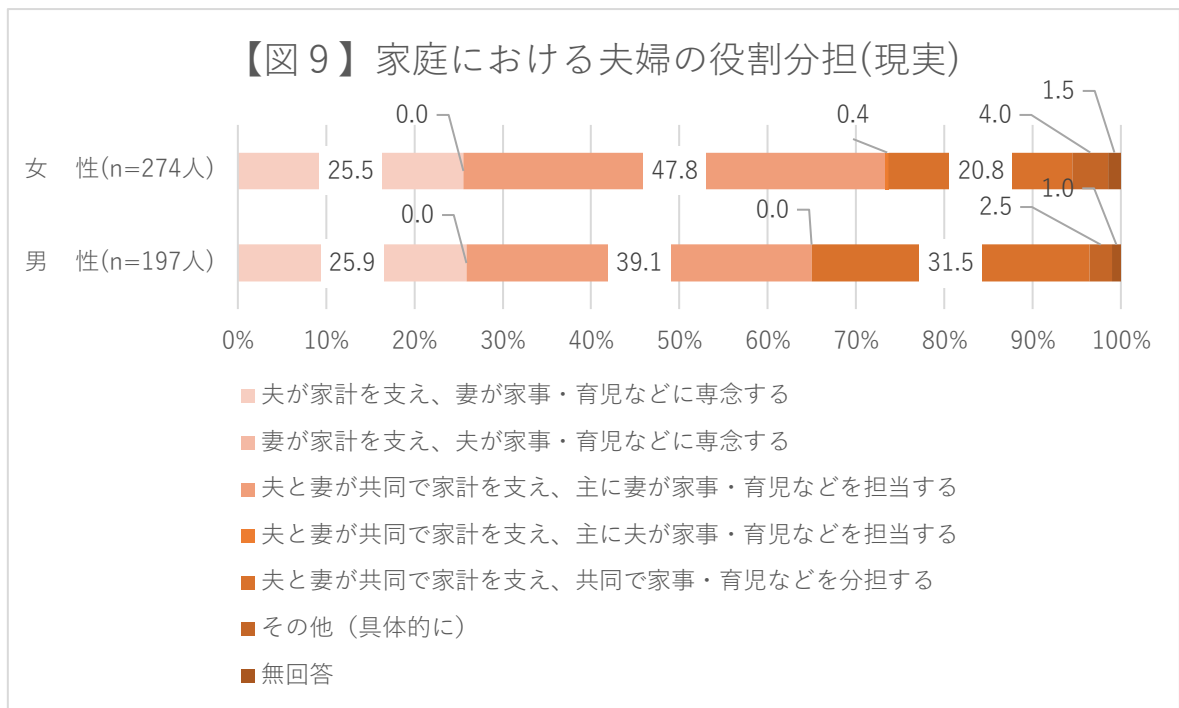
平成27年度に行われた青森県の意識調査によると、「夫が家計を支え、妻が家事・育児などに専念する」と回答した割合は、性別によって大きな差はありません。しかし、「夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児などを担当する」という認識は女性の方が高く、「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児などを担当する」という意識は男性の方が高くなっています。家事・育児については、お互いの役割分担ができていくかどうか、認識に差があるということになります。

高齢者の現状については、要介護認定を受ける人が増加している昨今では、老老介護なども課題となり、一人当たりの負担が大きなものとなっています。それぞれの役割分担や負担が大きいことにより生活が拘束されないような取組が必要です。

また、性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている場合、障害があることや外国人であること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮も求められます。

このような状況で、すべての人がその人らしく生きるためには、男女共同参画や多様性の視点に立った支援体制を充実させていく必要があります。

一方で、わが国では少子高齢化や人口減少、大都市への人口流出・一極集中が進み、地方における労働力不足が深刻化しています。本市においても、誘致・進出企業の事業拡大などにより一定の求人数が維持されているものの、求職者数の減少が続いています。労働力を確保し地域経済を維持するためにも、家庭における子育てや介護などの負担を減らすとともに、様々な立場の人たちが自立して働くことができる環境づくりが急務となっています。



【図9】 参考：青森県環境生活部青少年・男女共同参画課 平成27年青森県男女共同参画に関する意識調査報告書

<重点課題1>

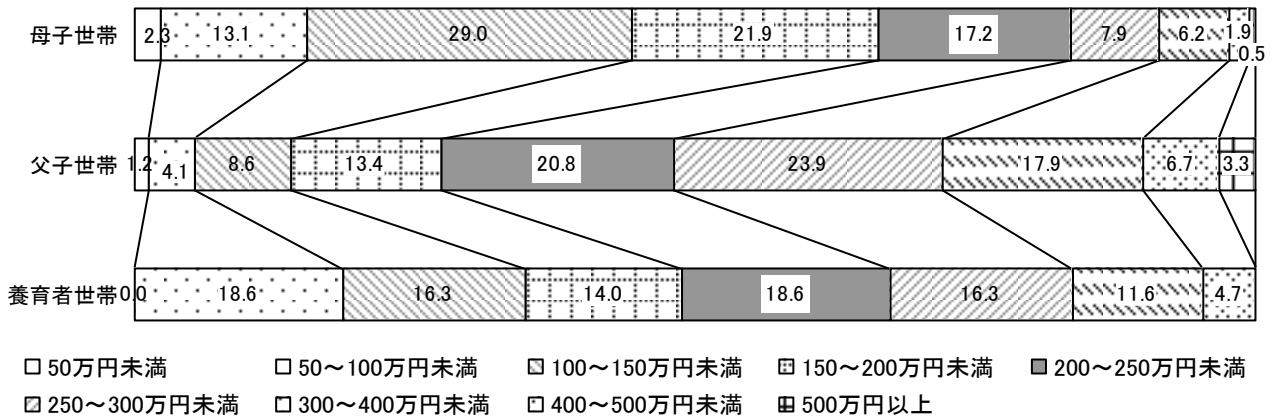
子育て支援体制の充実

平成27年の国勢調査によると、本市の女性の労働力人口の割合は全国に比べ多く、特に20代から40代の割合が大きく上回っており、結婚した後も働き続ける人が多いということが伺えます。性別にかかわらず仕事と子育てが両立できるよう、各家庭への子育て支援を行うとともに、保育所や放課後児童対策など、地域における支援体制の充実を図る必要があります。このため市では、平成27年3月に策定した「黒石市子ども・子育て支援計画」に基づき、同年10月に黒石市子育て世代包括支援センターを設置し、子育てに関する相談など各種支援を行っています。

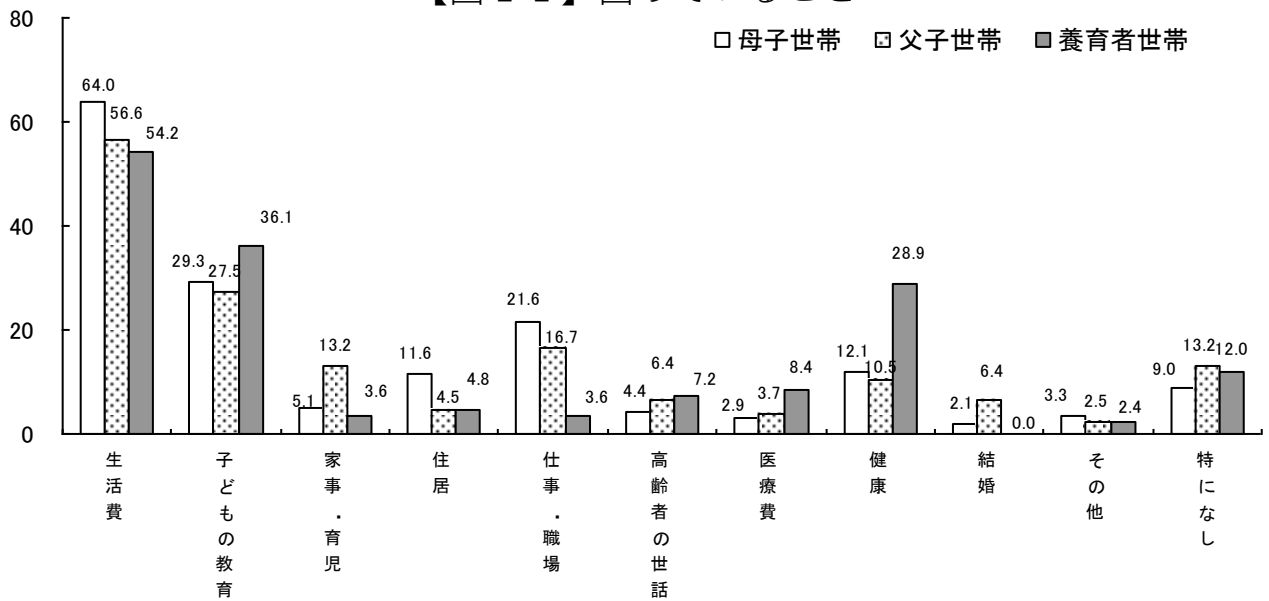
また、【図10】の平成26年度の青森県内における平均年収を見ると、年収200万円未満の世帯が母子世帯で約66%、父子世帯で約27%となっており、母子世帯の貧困率が高い状況となっています。

ひとり親家庭では、【図11】からもわかるように、困っていることの第1位は生活費であり、貧困などの経済的問題をはじめ多くの問題を抱えています。ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、各種援助事業や母子寡婦福祉資金、医療費助成などの経済的な支援制度の周知や情報提供、技能習得や資格取得などの就労支援など、生活自立支援体制を充実する必要があります。さらに、相談体制の充実については、生活上の問題や子育てについての問題など様々なことに対して、家庭相談員と専門の機関が連携を図り、相談活動を行う必要があります。

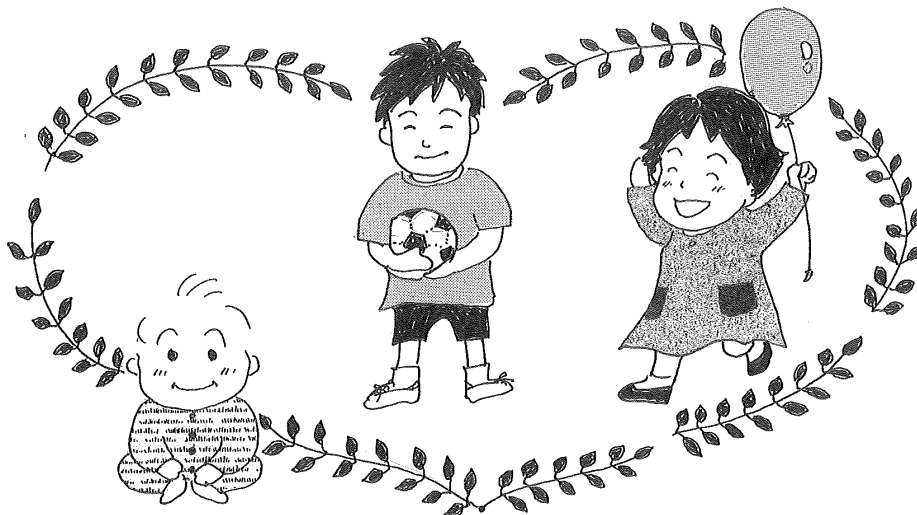
【図10】母子・父子世帯収入状況



【図11】困っていること



【図10】、【図11】参考：青森県健康福祉部こどもみらい課 平成26年青森県ひとり親家庭等実態調査結果報告書



◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①保育所・放課後児童対策の充実	保育園・児童館等の整備、充実	福祉総務課
	市民の要請に応じた多様な保育事業の充実	福祉総務課
	幼児虐待対策等の研修会への職員の参加促進	福祉総務課
	保育料負担の軽減	福祉総務課
②小・中学校における学校給食の推進	小・中学校における学校給食の推進	学校教育課
③子育てに関する相談・支援体制の整備、充実	地域子育て支援センターの整備	福祉総務課
	子育てに関する情報提供	健康推進課
		子育て世代包括支援センター
		福祉総務課
	妊娠、出産、子育てに関する相談体制の整備	子育て世代包括支援センター
	乳児家庭全戸訪問事業の実施	子育て世代包括支援センター
	養育支援訪問の充実	子育て世代包括支援センター
健康推進課		
④ひとり親家庭の生活自立支援の充実	各種援助事業の整備と情報提供	福祉総務課
	母子寡婦福祉資金制度の周知、充実	福祉総務課
	ひとり親家庭に対する相談体制の整備、充実	福祉総務課
	生活自立のための技能習得、資格習得に関する情報提供	福祉総務課
⑤多様な家族形態を認め合う意識啓発	多様な家族形態を尊重する意識の啓発	企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
待機児童数の割合	0%（R1年）	0%（R7年）
妊娠期からの継続した支援を実施した人の割合	99.04%（H30年度）	100.0%（R7年）
乳児家庭全戸訪問実施率	98.5%（H30年度）	100.0%（R7年）

<重点課題2>

高齢者・障がい者等に対する支援

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成29年には、約3割になり、高齢化が深刻であることがわかります。

介護については、要介護認定者数が徐々に増加しており、平成25年度からは1,800人を超えています。反面、一世帯当たりの人口が減少していることから、一人当たりの負担が増加している傾向にあります。

高齢者の多くは老後の生活について、病気や認知症などの健康面、低年金や無年金による貧困などの経済面、地域で孤立するなどの精神面といった様々な不安や問題を抱えていることが伺われ、高齢者への支援、特に一人暮らしや高齢者世帯への支援が必要となります。介護については、介護を受ける側はもちろんのこと、介護する側を支援する体制が必要となってきます。

障がい者についても、自立して生活できる環境を整備し、家族の負担を軽減するための福祉サービスの充実を図ることが大切です。

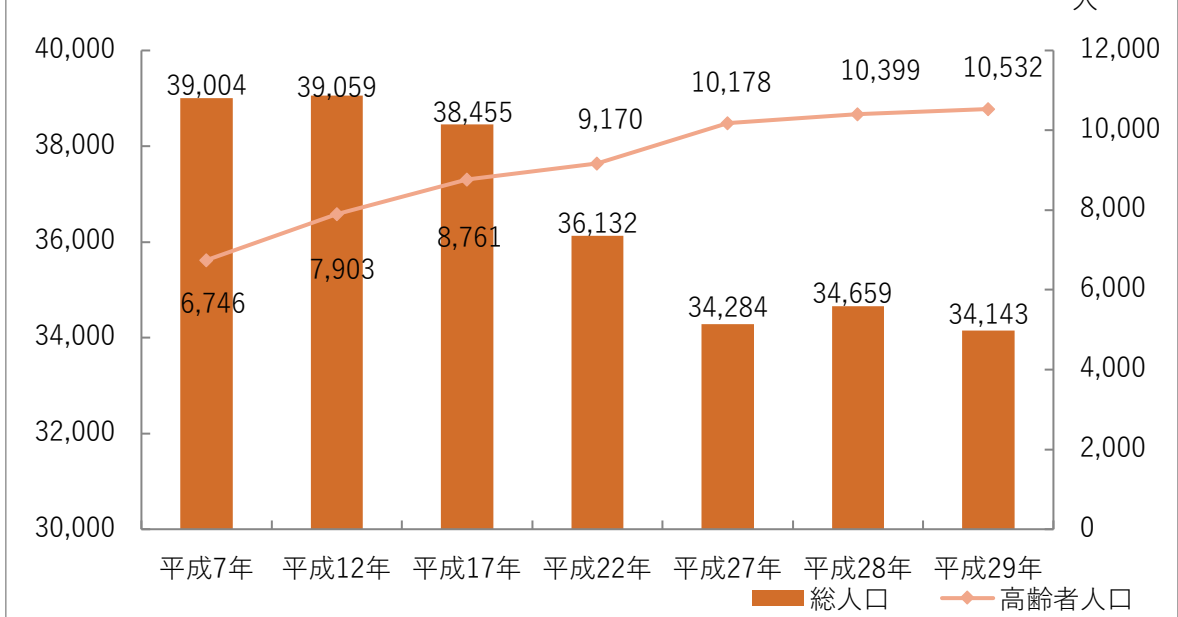
高齢者も障がい者も社会に参加し、生きがいをもって自分らしく、地域のなかで安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉が連携して支援体制を整備し、サービスを周知していくことが求められています。このため市では、黒石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、黒石市障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、高齢者や障がい者の生活自立支援、生きがいと社会参加の促進、在宅介護に対する支援体制の充実など、各種支援事業を行っています。

また、性的マイノリティについて、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進し、様々な分野における性的マイノリティへの適切な対応をする必要があります。

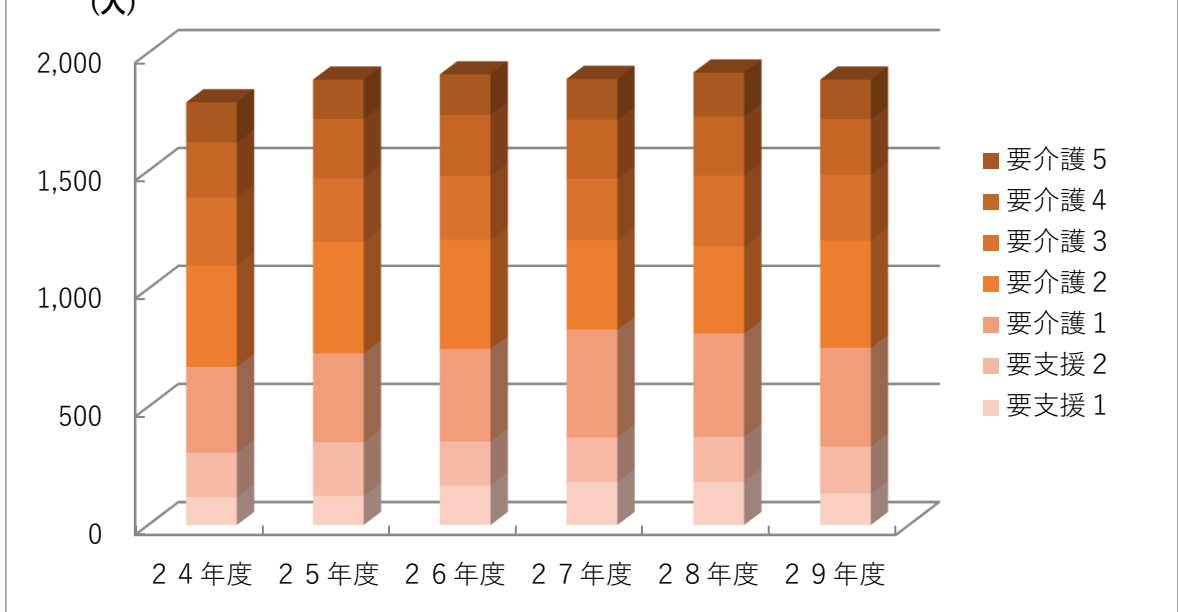
さらに、国際化の進展により、外国籍の市民や観光で来訪する外国人など、言語や文化、風習の違う人々にとっても、暮らしやすい環境づくりや快適に観光できる体制づくりが求められています。このため、年齢や性別、心身の状態、言語の違いなどにかかわらず、だれもが安心して暮らすことができるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むことが大切です。

【図 1 2】 総人口と高齢者人口の構造

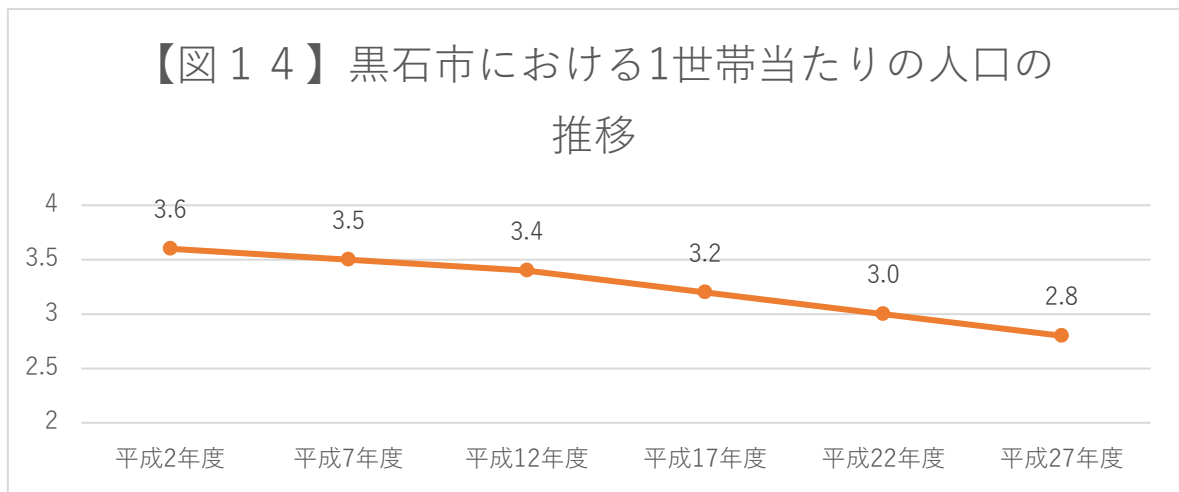
(平成 7 年～平成 29 年)



【図 1 3】 要介護認定者数の推移(第 1 号)



【図 1 2】、【図 1 3】 参考：黒石市健康福祉部 第 7 期黒石市高齢者福祉計画、介護保険事業計画



【図14】 参考：黒石市健康福祉部 第7期黒石市高齢者福祉計画、介護保険事業計画

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課	
①高齢者・障がい者等世帯の生活自立支援の充実	事業所に対する高齢者・障がい者雇用促進についての働きかけ	福祉総務課 商工課	
	シルバー人材センターへの支援	商工課	
	障がい者への相談体制の充実、支援事業	福祉総務課	
	高齢者・障がい者にやさしい道路環境の整備		福祉総務課 地域包括支援センター
			土木課
	日常生活用具給付事業の充実	福祉総務課	
	高齢者地域見守り事業の充実	地域包括支援センター	
②高齢者・障がい者の生きがいと社会参加の促進	高齢者・障がい者の社会参加に関する意識の啓発	福祉総務課 社会教育課	
	世代間交流事業の推進	社会教育課	
	老人福祉センターの充実	地域包括支援センター	
	学習機会の充実	社会教育課	
③高齢者・障がい者の在宅介護に対する支援体制の充実	介護者のための相談事業の充実	地域包括支援センター	
④多様な個性を認め合う意識啓発	性的マイノリティや外国人、障がい者など多様な個性を尊重する意識の啓発	企画課	

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
介護予防教室の参加者数	3,650人（R1年）	4,000人（R7年）
教養講座の参加者数	140人（R1年）	180人（R7年）

【基本目標Ⅴ】

男女共同参画の視点に立った人権の尊重

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、それが「男女共同参画基本法」の理念のひとつとなっています。

男女共同参画社会は性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、平等に扱われることが基本となりますが、固定的性別役割分担意識により、性別によって、教育を受ける機会や個性を活かし能力を十分に発揮する機会を阻まれています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害も後を絶ちません。近年ではインターネットやスマートフォンが普及し、高度情報社会が進展する中で、SNSなど新たな環境でのハラスメントや性被害が発生しており、情報技術の利活用だけでなく、男女共同参画を始めとする人権意識やモラルの向上が求められています。

さらに、健康へのアクセスも大切な人権のひとつですが、特に女性は妊娠・出産に係る健康支援のニーズがあることから、そのニーズに応じた支援が求められます。

これらのように、男女共同参画の視点に立った人権尊重については認識がまだまだ不足しているため、今後とも地域全体で認識を深め、対応していくことが必要となります。

<重点課題1>

性別に基づくあらゆる暴力の根絶

暴力は、相手に苦痛や恐怖、不安を与え、自信を失わせ、人間としての尊厳を傷つけ、最も深いところでその人の生き方の自由を奪う、重大な人権侵害です。

暴力は、身体に加えるものだけでなく言葉によるもの、嫌がらせ（ハラスメント）や無視・怠慢（ネグレクト）も含まれます。近年では、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールによるセクシュアル・ハラスメントや出会い系サイトによる性被害など、多様化しています。

また、暴力が行われる背景には、固定的性別役割分担意識や経済力の格差などがあります。

さまざまな形態の暴力の根絶に向けて地域全体で認識を深めるとともに、的確に対応していかなければなりません。

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①男女共同参画の視点に立った人権に関する啓発活動の充実	様々な立場の人たちに対するあらゆる暴力に関する啓発活動	福祉総務課
		健康推進課
		子育て世代包括支援センター
		市民環境課
		企画課
	ドメスティック・バイオレンスに関する啓発活動	市民環境課
		福祉総務課
		子育て世代包括支援センター
		地域包括支援センター
		企画課
②セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に対するハラスメント防止策の推進	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に対するハラスメント防止のための意識啓発	総務課
		商工課
		学校教育課
③様々な立場の人たちに対する暴力に関する相談・支援体制の充実	相談窓口の整備と市民への周知	市民環境課
		福祉総務課
		企画課
	家庭相談員に対する研修の充実	福祉総務課
	県女性相談所、県男女共同参画センターとの連携強化	福祉総務課 企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
要保護者の状況が落ち着き見守る必要がなくなった判断される人の割合	83.0%(R1年)	100.0%(R7年)

< 重点課題 2 >

生涯にわたる健康支援

健康支援については、お互いが特質や性差を十分に理解し合い、尊重と思いやりをもって生きていくことが重要になります。特に女性は、妊娠・出産する可能性があることから、ライフステージに応じ性別により異なる健康上の問題に直面します。このため、自分の体に関する正しい知識や情報を入手し、健康を享受できるようにするとともに、社会全体が健康について尊重することが大切です。

特に喫煙は、喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼします。喫煙に対する価値観の変化や健康志向の高まりにより喫煙率は減少傾向にあります。また、健康増進法の改正により、屋内での喫煙が原則禁止となります。喫煙者への禁煙を呼びかけるとともに、妊婦が喫煙することによる胎児への影響などの周知をしていく必要があります。

このような状況を踏まえ、誰もがいきいきと暮らせるよう性別に配慮した医療環境の整備、高齢者や障がい者を社会全体で支えていく介護体制の整備を図ることが必要です。



◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ)の普及・啓発	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の啓発	健康推進課
		子育て世代包括支援センター
②妊娠、出産にかかわる保健、 医療の充実	妊娠、出産、避妊、不妊等に関する正しい知識の普及と相談体制の整備	健康推進課
		子育て世代包括支援センター
	家族計画指導の充実	子育て世代包括支援センター
	母子保健医療体制の整備	健康推進課
		黒石病院
	乳幼児医療費給付事業の充実	福祉総務課
	母子保健事業等の整備、充実	健康推進課
	「思春期子育て体験」の充実	健康推進課
	妊産婦・新生児・乳児訪問指導事業の充実	健康推進課
	産前・産後の心身のケア等育児サポート体制の確保	子育て世代包括支援センター
家庭や地域での妊産婦等の孤立化の解消	子育て世代包括支援センター	
③心と身体の健康づくりに関する 施策の充実	更年期に対する正しい理解と支援体制の整備	健康推進課
	健康診査、健康教室等への参加の促進、健康相談の充実	健康推進課
	思春期、成人期、高齢期の健康づくりの推進	健康推進課
	女性の健康診査の充実	健康推進課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
健康教室(心とからだの健康について)の参加者数	2,441 人（H30 年度）	2,500 人（R7 年）
胃がん検診受診率	14.5%（H29 年度）	15.6%（R7 年）
肺がん検診受診率	17.3%（H29 年度）	22.4%（R7 年）
大腸がん検診受診率	20.2%（H29 年度）	24.3%（R7 年）
乳がん検診受診率	22.9%（H29 年度）	25.0%（R7 年）
子宮がん検診受診率	22.9%（H29 年度）	25.0%（R7 年）
妊娠届出時における保健指導の割合	100.0%（H30 年度）	100.0%（R7 年）

< 重点課題 3 >

様々な問題に対する相談体制の整備

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等については、誰しものが被害者となる可能性があるだけでなく、知らず知らずのうちに加害者となってしまいう場合もあります。速やかに相談を受けられることができ、相談者が抱える問題の早期解決や、心の支えによる相談窓口を設置することが重要です。

また、場合によっては市以外の各種相談機関や施設とも連携し、相談者が自信を持って自分の人生を送ることができるよう、様々なケースに対応できる支援体制を整えることが必要です。また、相談窓口で私生活等について話すことは非常に勇気が要ることから、相談しやすい環境や雰囲気づくりも大切です。

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①相談・支援体制の整備、充実	各種相談業務の充実と市民への周知	市民環境課
		福祉総務課
		企画課
	県及び市の各種相談機関との連携強化	市民環境課
		福祉総務課
	相談員の待遇改善	福祉総務課

②相談担当職員に対する研修機 会の整備	相談担当職員に対する研修機会の充実	福祉総務課
	家庭相談員の研修の充実	福祉総務課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
人権に関するアンケートで様々な問題に対する相談窓口を知っている人の割合	29.3%（R1年）	40%（R7年）

【基本目標VI】

男女共同参画の意識づくり

市はこれまで男女共同参画を進めるために様々な施策を実施してきましたが、男女共同参画について、認識はされていても意識や行動に性別によって認識の差があるというのが実状です。掲げられている施策が、意識づくりに効果的に反映されるよう、今後とも粘り強く取組を行うことが必要です。

一方で、家事・育児を自然に協力し合い、お互いの役割分担が出来ている人たちもいます。しかし、地域活動においては、まだまだ進んでいないということも事実です。

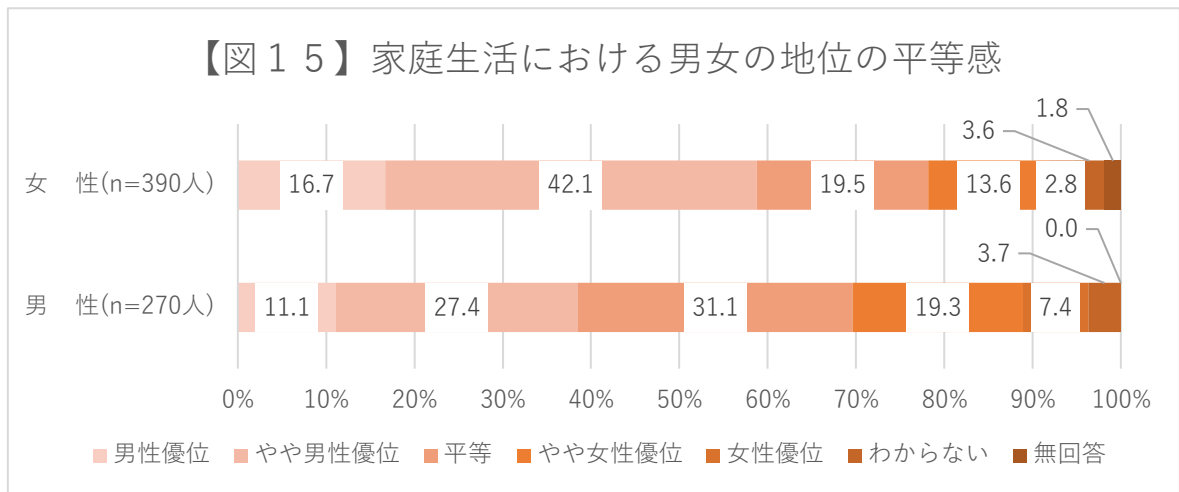
これからも、男女共同参画を正しく理解してもらうため、意識改革を進めていく必要があり、また、教育者に対する男女共同参画の教育も必要であると思われまます。

<重点課題1>

男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進

県の意識調査によると、家庭生活における「男女の地位の平等感」では男性は「平等」であると感じていても、女性は「平等」だと感じていないことがあるということが読み取れます。

ともに自立し助け合い協調していくためには、これまでの制度や慣習の中に根強く残る固定的役割分担意識を見直すことが必要です。例えば教育の場においても、個人がそれぞれの性別で参画が進んでいない分野に対する理解が促進されることで、個人の生き方に応じた多様な進路・職業選択ができるようになります。男女平等の理念を定着させていくために、誰でも手軽に情報が得られるよう、広報紙やホームページによる情報発信等による男女共同参画の意識の浸透を図っていきます。



【図 1 5】 参考：青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
青森県男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 2 7 年)

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①男女共同参画に関する啓発、 広報活動の充実	「第3次くろいし男女共同参画推進プラン」 の周知	企画課
	男女共同参画に関する情報収集と提供	企画課
	広報による啓発	広報情報 システム課
	男女共同参画に関する図書を整備、充実	企画課
②市職員に対する男女共同参画 に関する研修の充実	担当職員の専門性の養成	総務課
		企画課
③男女共同参画に関する定期的 調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	企画課
	ジェンダー統計(女性の状況を示す統計的資 料)の収集	企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値 (基準年)	目標値 (目標年)
男女共同参画に関するアン ケートにおける男女が平等 であると感じる割合	なし	50% (R7 年)

< 重点課題 2 >

男性にとっての男女共同参画の推進

男性が豊かで充実した人生を送るためには、仕事と生活のバランスを見直し、家事・育児・介護など家庭や地域での活動に積極的に参加することが大切です。そのためには、固定的性別役割分担意識を見直し、性別にかかわらず社会のあらゆる分野で責任を分かちあい支え合う男女共同参画社会を実現しなければなりません。

例えば警察庁自殺統計調査によると、男性は女性に比べ自殺者数が多く、自殺者全体の約5割が30代から60代の男性となっています。この背景には、「男だから」といった固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や、雇用の不安定化や長時間労働による心身のストレスなどが関係していると考えられます。

男女共同参画の取組は、女性はもちろん、男性についても状況改善していかなくてはなりません。すべての人にとって生きやすく幸せな社会であることについての理解を進めることが必要です。

◇施策の方向◇

施策	具体的事業	所管課
①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	男性による家事、育児等に関する研修会等の実施	企画課
	男性の地域活動への参画を重視した広報・啓発活動の推進	社会教育課
		企画課

◇目標となる指標◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
男女共同参画に関する学習・研修会の男性参加者数	66人（R1年）	70人（R7年）

< 重点課題 3 >

教育及び生涯学習における男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、各ライフステージにおいてジェンダーに配慮した視点が組み込まれた教育及び生涯学習において多様な学習機会の提供につとめ、意識の啓発を図っていかねばなりません。

学校教育においては、教育基本法及び学習指導要領に基づき、平等や相互理解、社会形成への参画について指導が行われています。

しかし、家庭教育や社会教育分野では、核家族化やひとり親家庭の増加、コミュニティへの帰属意識の低下など社会の急激な変化や価値観の多様化などにより、従来、家庭や地域が担っていた教育力の低下が指摘されています。

家庭や地域における教育に対する取り組み方は、次の社会を担う子どもたちの心や行動に大きな影響を及ぼします。お互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、親や親になる前の人を対象にした男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

また、生涯学習分野においても、働き方や生き方の多様化にあわせ、これまで参加機会の少なかった子育て中の女性や働く女性、男性、介護者など、すべての市民がそれぞれの状況に応じた男女共同参画に関する学習機会を持てるような取組が必要です。

◇ 施策の方向 ◇

施策	具体的事業	所管課
①成人に対する男女共同参画学習の充実	男女共同参画に関する学習機会の整備、充実	企画課

◇ 目標となる指標 ◇

項目	現状値（基準年）	目標値（目標年）
男女共同参画に関する学習会・研修会の参加者数	112人（R1年）	120人（R7年）

第4章 推進体制について

1. 推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、

○庁内関係部局及び外部評価による計画の進捗管理

○国・県等の関係機関をはじめ市内の男女共同参画関係団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。

2. 指標の設定

男女共同参画行政は各分野に広範にかかわるものであることから、本計画においては、進捗状況を評価するものとして、基本目標ごとに「施策の方向（具体的事業）」を示しています。さらに、計画の進捗状況を評価する上での参考として、事業の取組に対し、具体的数値を示した「目標となる指標」を設定します。

●施策の方向（具体的事業）・・・計画内において、どの分野でどんな事業を実施したのかを表す。

●目標となる指標・・・計画の進捗状況を評価するにあたって、事業の取組に対する具体的数値として表す。

庁内関係機関から施策の方向（具体的事業）における進捗状況を取りまとめるほか、目標となる指標の数値を把握し評価することで、計画の進行管理を行います。

3. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な課題に迅速に対応するため、PDCAサイクルによる進行管理を毎年度行います。具体的な進行管理の方法は、以下のとおりです。

●計画案全体の審議（必要に応じて随時、計画の見直しを実施）


●各部局による施策・事務事業の着実な実施

●関係課による計画の進捗状況の確認（各指標の把握）

●計画の進捗状況等を取りまとめ、市民の代表等を委員とした黒石市男女共同参画審議会における点検・評価

●点検・評価結果をホームページ等により市民へ公表

●評価内容を市役所関係課等へフィードバックし、市の施策や事業等に反映



**第3次
くろいし男女共同参画
推進プラン**

発行日 令和2年3月
発行者 黒石市 企画財政部 企画課
住 所 〒036-0396
青森県黒石市大字市ノ町11番地1号
TEL 0172-52-2111
FAX 0172-52-6191

